| | | トルにつき一年 |
|---|---|---|
| 令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 | Aに〇・〇二四を乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに〇・〇〇九を乗じて得た額 |
| 令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | Aに〇・〇一二を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | Aに〇・〇一五を乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに〇・〇一七を乗じて得た額 |
| 令第七条第十二号に掲げる器具 | | Aに〇・〇二二を乗じて得た額 |
| 令第七条第十三号に掲げる施設 | トンネルの上又は高架の道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの | Aに〇・〇二四を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | Aに〇・〇三四を乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに〇・〇二六を乗じて得た額 |
| 令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設 | | Aに〇・〇二四を乗じて得た額 |
| 備考　（略） | | Aに〇・〇三四を乗じて得た額 |

| | | トルにつき一年 |
|---|---|---|
| 令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 | Aに〇・〇二二を乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに〇・〇〇七を乗じて得た額 |
| 令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | Aに〇・〇一〇を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | Aに〇・〇一二を乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに〇・〇一四を乗じて得た額 |
| 令第七条第十二号に掲げる器具 | | Aに〇・〇二〇を乗じて得た額 |
| 令第七条第十三号に掲げる施設 | トンネルの上又は高架の道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの | Aに〇・〇二二を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | Aに〇・〇三一を乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに〇・〇二五を乗じて得た額 |
| 令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設 | | Aに〇・〇二二を乗じて得た額 |
| 備考　（略） | | Aに〇・〇三一を乗じて得た額 |

**附　則**

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

**○国土交通省令第百二十四号**

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之